

各 部 局 長 殿

人 事 部 長
佐 藤 昭 博

国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程の運用等について

このたび、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程等の一部改正により、令和 5 年 4 月 1 日を施行日として年次休暇付与日が 4 月 1 日に変更されたことに伴い、国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（以下、「育児・介護規程」という。）の運用について、下記のとおり変更します。

なお、これに伴い、令和 4 年 9 月 2 8 日付け人々労第 8 号は廃止いたします。

記

第 3 条 育児休業関係

- 1 第 1 項及び第 2 項の「子」について、法律上の親子関係がある子（養子を含む。）のほか、次の関係にある子についても、育児休業及び出生時育児休業（以下、「育児休業等」という。）の対象となる。
 - (1) 特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子（監護期間中の子）

民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定により教職員が当該教職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該教職員が現に監護するもの
 - (2) 養子縁組里親に委託されている子
児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である教職員に委託されている児童
 - (3) 養育里親に委託されている子
児童福祉法第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親である教職員（児童の親その他の同法第 2 7 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない教職員に限る。）に同法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている者

2 第3項第2号ウの「特別養子縁組の不成立等により、前項に定める子に該当しなくなったとき」とは、民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたときをいう。

3 第3項第5号の「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

第14条の2 育児短時間勤務関係

1 第1項の「小学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する「小学校」、「義務教育学校の前期課程」又は「特別支援学校の小学部」をいう。（育児・介護規程におけるその他の条文中の「小学校」についても同様とする。）

2 第1項第4号の「業務の都合上特別の形態によって勤務する必要がある教職員」の区分及び「1箇月以内の一定期間」とは、それぞれ国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。）第16条に規定する別表第3に掲げる「教職員の区分」及び「割振り単位期間」をいう。

3 第2項の「育児短時間勤務をしようとする期間」とは、連続する一の期間をいう。

第14条の9 育児短時間勤務教職員についての勤務時間等規程の特例関係

表中の育児短時間勤務教職員の年次休暇の日数は、以下のとおりとする。

（年次休暇の日数）

1 年次休暇は、一事業年度における休暇とし、その日数は、一事業年度において、次の各号に掲げる育児短時間勤務教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

（1）次号から第4号までに掲げる育児短時間勤務教職員以外の育児短時間勤務教職員 次の表の左欄に掲げる1週間当たりの勤務日数の区分に応じ同表の右欄に掲げる日数

1週間当たりの勤務日数	日数
5日	20日
4日	15日
3日	11日

（2）当該年度の中途において、新たに教職員となった者のうち、そのとき育児短時間勤務教職員となったもの その者の当該年度における在職期間に応じ、次の表の左欄に掲げる在職期間の区分に応じ同表の1週間当たりの勤務日数の項の区分ごとに掲げる日数（以下「基本日数」という。）

在職期間	1週間当たりの勤務日数		
	5日	4日	3日
1月に達するまでの期間	2日	1日	1日

1月を超え2月に達するまでの期間	3日	3日	2日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日	4日	3日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日	5日	4日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日	7日	5日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日	8日	6日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日	9日	7日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日	11日	8日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日	12日	9日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日	13日	10日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日	15日	11日
11月を超え1年未満までの期間	20日	16日	12日

(3) 当該年度において新たに国等の職員（国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年達示第83号）第21条第1項第3号に規定する「国等の職員」をいう。）となった者で、引き続き教職員となったときに育児短時間勤務教職員となったもの 国等の職員となった日において新たに教職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間及び1週間当たりの勤務日数に応じた基本日数から、新たに教職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

(4) 当該年度の前年度において国等の職員であった者であって引き続き当該年度に新たに教職員となったときに育児短時間勤務教職員となったもの又は当該年度の前年度において教職員であった者であって引き続き当該年度に国等の職員となり引き続き再び教職員となったときに育児短時間勤務教職員となったもの 国等の職員としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、第1号の表に掲げる1週間当たりの勤務日数に応じた日数に当該年度の前年度における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数(当該日数が20日を超える場合にあっては、20日)を加えて得た日数から、教職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

2 年次休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は20日を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。ただし、前項第4号の規定による年次休暇については、同第1号の表に掲げる1週間当たりの勤務日数に応じた日数を限度として、当該年の翌年度に繰り越すことができる。

1 介護時間は、在宅介護など、日常的な介護ニーズに対応することを趣旨とするものである。他方、介護休業・介護部分休業については、初期の急性期における対応や、期間中に要介護者の状態が大きく変化した場合等、突発的・集中的な介護ニーズに対応することを趣旨とするものである。

2 介護のために1日の勤務時間の一部について勤務しないことが認められる措置として、介護時間（1日2時間まで）及び介護部分休業（1日4時間まで）があるが、「同一の要介護者」に関して、これらを重複した期間に取得することはできないため、介護時間を取得した同日に、介護部分休業を取得することはできない。（第43条の3）

また、「異なる要介護者」がある場合で、一方の要介護者について介護時間を取得した同日に、他方の要介護者に係る介護部分休業を取得することはできるが、この日の介護部分休業については、4時間から介護時間により勤務しない時間を減じた時間を限度として取得することとなる。（例えば、父親を対象とした介護時間を2時間取得している日に、母親の介護部分休業を請求する場合は、2時間までしか認められない。）（第41条）